

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和2年度第2回河内長野市都市計画審議会
2 開催日時	令和2年11月16日(月) 午前10時から
3 開催場所	河内長野市役所 802会議室
4 会議の概要	(1) 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(河内長野市決定)について(付議) 付議案については、案のとおり承認された。 (2) 特定生産緑地の指定について(諮問) 諮問案については、案のとおり承認された。
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0名
7 問い合わせ先	(担当課名) 都市づくり部都市計画課計画指導係 (内線539)
8 その他	

* 同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和２年度第２回河内長野市都市計画審議会

日時：令和２年１１月１６日（月）

午前１０時～午前１１時

場所：河内長野市役所８０２会議室

次 第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委員紹介
4. 審議会成立の報告
5. 議題
 - (１) 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（河内長野市決定）について（付議）
 - (２) 特定生産緑地の指定について（諮問）
6. その他
7. 閉会

出席者

第３条第２項第１号

三島 克則
工藤 敬子
奥村 亮
堀川 和彦
宮本 哲
大原 一郎

第３条第２項第２号

井戸 清明
奥野 豊
田中 三代繼
西 義浩
西野 修平
増田 勝紀

欠席者

第３条第２項第２号

嘉名 光市

第３条第３項

山本 淑子
美馬 一浩

1. 開会

2. 市長挨拶

「令和二年度第二回都市計画審議会」の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、平素から、本市の都市計画行政にご尽力を賜っておりますことに、心からお礼申し上げます。

本日は、ご多忙の中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、新たに委員にご就任いただきました、三島様には、どうぞよろしくお願い致します。

さて、春から続く新型コロナウイルスの感染拡大は、今なお広がりを見せており、引き続き感染予防対策が求められる状況にあります。

こうした中で、本市では新型コロナウイルス感染防止と社会生活の維持を共に実現していくため、国や府、富田林保健所などの関係機関と連携し、必要な行政サービスが継続して提供できるよう努めてまいります。

さて、本日の案件は、「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」及び「特定生産緑地の指定について」の二件でございます。

委員の皆様におかれましては、幅広い見識に基づく活発なご審議をいただき、本市の都市計画行政にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶と致します。

3. 各委員の紹介

第3条第2項第1号委員、第2号委員、第3号委員の順番に紹介

4. 審議会成立の報告

委員15名の内、出席者14名。

2分の1以上の出席により審議会は成立

5. 案件付議

(1) 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（河内長野市決定）について（付議）

(2) 特定生産緑地の指定について（諮問）

市長から会長に付議書・諮問書を手交

事務局から議案書に基づき説明

質疑応答

2 議案とも質問、意見なし。

「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（河内長野市決定）について（付議）」は市案に同意する。「特定生産緑地の指定について」は支障なしの旨答申することについて、全会一致で決定。

会長から市長に答申書を手交

6. その他

（田中委員）

ただ今の議案については何も意見はございませんが、それに関連した質問をさせていただきま。市街化区域内の優れた環境の多目的機能を有した農地を計画的に保全していくことになっておりますが、具体的に計画的に保全する努力をどんな方法で行っているのかお聞きしたいです。と言いますのも、今まで農地であったところが開発されていっております。これらが計画的に保全されているのは一つもありません。例えば災害が起こった時に一時避難場所としてどこに逃げ込むのかという問題が地域で発生しております。こういうことを含めてお聞きしたい。

また、公園について、市街化区域内の一人当たりの公園面積は今何㎡ありますか。法的に義務付けられた一人当たりの公園面積は何㎡でしょうか。こういうことを含めて大阪府の地域防災計画の中で、主に街区公園というのは災害時の一時避難場所として指定されています。ところが、私どもの住んでいる地域にあっては、一時避難場所にする場所が無くなっている。このような状況の中で農地を計画的に法的に担保する必要があるのではないかと考えております。その辺についてお聞かせ願いたい。

（水上課長）

農地を保全する取組としてどのようなことを行っているかということですが、国の方から平成 28 年に都市農業振興基本計画を策定し、都市農地の位置づけが「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと大きく転換し、これを受けて、生産緑地法が改正され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。このことから、市街化区域にある農地を保全するため、都市計画課と農林課との連携がますます必要となっております。法施行後の取組としては、特定生産緑地に関する書類の送付にあたり、農林課所管業務の都市農地の貸借法に関するチラシを同封し制度の周知を行いました。また、農林課と調整を行い、都市計画課が JA 実行組合長会議に参加し、特定生産緑地制度の周知を行うなど、都市農地の保全に向けて協力を行っているところでございます。

もう一点の市街化区域の公園の面積につきましては現時点で 143 カ所、面積 59.56ha と

なっており、推移としましては、平成 30 年に住宅開発で整備された公園が帰属されて以降面積の増減はありません。また、既存の公園は廃止されておりませんので、住宅開発で整備される度に少しずつ公園面積は増加しています。市街化区域内の生産緑地以外の農地の面積は、令和元年 1 月 1 日時点で 25.87ha で、直近 10 年平均は 0.8ha ずつ減少しています。

市街化区域内の一人当たりの公園の面積については資料がございませんのでご理解願います。

(田中委員)

私が思っている質問の趣旨の答えになっていません。強制力のある、ある一定の法的な策を講じなければ市街化区域内の農地は皆無になってしまうということを心配しています。したがってそれにより、防災上の問題などに発展するんです。例えば一時避難場所としての農地など、和泉市などは防災農地という指定をされてます。こういう手法などで強制的に市街化区域の中の農地を担保する必要があるのではないかと考えているのです。法律的には都市計画決定を介して農地を取得すればよいと思うが、河内長野市のような財政規模の小さいところはなかなか難しい問題があって、これからは地権者の協力を得ながらそういう方向でなんとかやっていってもらわなければ、我々としては災害が起こった時に安心して一時的に逃げ込む場所が全くないということになる。農地そのものは生産性の問題などいろいろな機能を有してます。そのような大事なところでありながら全くなってしまうのは私たちにとっても大変な危機を感じております。そういうような状態となっている。そういうことで、今都市計画課として農林課とあるいは農業委員会事務局と連携をしながら市街化区域内の農地をどういう風に担保して、強制的に担保できるような方法を考えないといけないのではないかと考えております。その辺の話を教えていただきたい。

(田中理事)

私の方からお答えさせていただきます。田中委員のおっしゃっていただいております防災農地という観点は非常に重要であり、おっしゃる通りであると思っております。他市においてはそういった取り組みが行われているということを我々も認識しております。そのあたりの趣旨を踏まえまして、今はまだ具体的な取り組みを行うには至っておりませんが、今後、どのように考えていくかということを検討していきたい。視点としては非常に重要なことであると思います。ただ、防災農地という位置づけとして市としてやっていくのか、他の方法があるのか、そのあたりは少し研究させていただきたいということでご理解のほどよろしくお願いいたします。

7. 閉会